



グリーンイグアナ © WWF-Canon / Roger LeGUEN

TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN NEWSLETTER

特集：野生生物取引録書

外来生物の視点からみたワシントン条約対象動植物の輸入 - 2001、2002年	2
ワシントン条約対象種の輸入状況 - 2001、2002年	4
コラム：キャビアの輸入	6

野生動植物を使った製品の購買傾向についての意識調査	7
---------------------------------	---

税関での差し止め品処分	9
-------------------	---

トラフィックイーストアジアジャパン通信

ペットに利用される野生動物の取り扱いについて、環境省に要望書提出	10
木材取引に関する報告会実施	11

違法取引

- 国内 マレーガビアルの不正登録・売買事件	13
ホウシャガメの不正登録などで3人が逮捕	13
オオバタンの登録変更の届け出せず書類送検	14
ハナムグリの密輸で国内2例目の摘発	14
大手の昆虫販売業者がカブトムシの密輸で逮捕	14
- 海外 オーストラリア：ヘビやトカゲを持ち込もうとした日本人が逮捕	15
オーストラリア：爬虫類を郵送しようとした日本人ついに逮捕	15

What's Hot Now.....	15
---------------------	----

ワシントン条約で留保撤回／ワシントン条約の新加盟国

TRAFFIC とは	16
------------------	----



野生生物取引緑書

外来生物の視点からみたワシントン条約対象動植物の輸入 - 2001、2002年

「民家にニシキヘビが・・・」「川にワニが・・・」など、最近是我たちの身近な所で、外国産の動物が見つかる事例が増えている。海外から持ち込まれた動物が人体に傷害を与えるおそれはもとより、日本の生態系に与える影響も無視できない。2005年6月から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が施行された。この機会に、ワシントン条約対象種の生きた動物がどれほど輸入されているかをまとめてみた。このデータが外来生物問題の今後の対策づくりに役立つことを願ってやまない。

条約対象種の生きた動物はどれくらい輸入されているのか

2005年7～10月の新聞記事をおおざっぱに調べただけでも、16件の外来生物が出現したという記事が掲載されている（表1）。これらは輸入された動物のほんの一部が表面化したにすぎず、ほかにも各地で保護された外来動物は16件よりはるかに多かったと推測される。例えば、貿易統計によると、日本は2002～2004年に合計234万頭の生きた爬虫類を輸入している。これは1日に約2,000頭を海外から輸入している計算となる。これだけ輸入されていたら逃げ出すもの、捨てられるものも想像以上に多いだろう。

貿易統計では種類の詳細はわからない。そこで、

外来生物法は 特定外来生物の輸入規制、国による防除などによって、生態系等に係る被害を防止し、生物多様性を確保、人の生命および身体の保護に寄与する（同法第1条）ことを主要な目的としている。また、特定外来生物とは、我が国に導入されることによって、我が国に本来、生息、生育している生物に被害を与え、生態系等にまで被害を及ぼし、また及ぼすおそれのある生きた生物に限る（同法第2条）をいい、政令で定められることになっている。

2001、2002年のワシントン条約年次報告書からワシントン条約対象種のうちで生きた状態で輸入された動物を調べた（表2）。2001年と2002年を比較すると、生きた動物の輸入数は減少した。特に鳥類は2001年の約85,000羽から2002年には19,000羽と約4分の1に減少している。爬虫類は約67,000頭から約55,000頭、魚類が約22,000頭から14,000頭といずれも減少した。2001年に輸入された鳥類では、ブンチョウ *Padda oryzivora*、コザクラインコ *Agapornis roseicollis*、キエリボタンインコ *Agapornis personatus*、ルリゴシボタンインコ *Agapornis fischeri* などが主であった。これらは、オランダや中国から輸入されている。また、両年とも爬虫類ではイグアナ *Iguana iguana* とホルスフィールドリクガメ *Testudo horsfieldii* が多かった。爬虫類は主に米国、インドネシアから輸入している。また、魚類は主にアジアアロワナ *Scleropagas formosus* である。

なお、2004年の第13回締約国会議で、コザクラインコは附属書IIから削除され、条約対象外となった。

表1. 外来生物の発見事例（2005年7～10月）

日時	場所（発見場所）	動物
7/21	佐賀県（筑後川川岸）	ワニガメ
7/28	東京都港区（地下駐車場天井ダクト）	ハクビシン
8/25	大阪府大阪市（路上）	グリーンイグアナ
9/8	大阪府豊中市（マンション2階ベランダ）	ダイオウサソリ
9/9	埼玉県上尾市（鴨川土手）	ビルマニシキヘビ
9/11	東京都新宿区（公園）	ボールパイソン
9/12	滋賀県（琵琶湖）	ピラニア
9/13	大阪府豊中市（マンション2階ベランダ） 埼玉県上福岡市（アパート敷地内）	ダイオウサソリ グリーンイグアナ
9/14	埼玉県さいたま市（JR浦和駅ホーム）	ニシキヘビ
9/21	神奈川県海老名市（相模川） 宮城県仙台市（民家敷地内）	メガネカイマン ニシキヘビ
9/23	千葉県船橋市（霊園池付近）	カミツキガメ
9/27	東京都目黒区（テナント製造工場）	ハクビシン
10/5	東京都品川区（1階押入）	ニシキヘビ
10/8	神奈川県川崎市（路上）	オオサンショウウオ

出典：朝日新聞 2005年10月7日、10月9日、21日、24日、25日、産経新聞 2005年9月15日、日経新聞 2005年10月4日、10月5日、9日、17日、毎日新聞 2005年7月29日、9月24日、10月5日、6日、9日、10日、読売新聞 2005年7月29日、9月28日、10月1日、6日

輸入量が多い種

ブンチョウ *Padda oryzivora*

インドネシアを原産とするが、飼鳥として人気が高く、アジアや東アフリカに持ちこまれた。大量

表2. 分類別生きた動物の輸入数

綱	2001年	2002年
鳥綱 (AVES)	84,709	19,186
爬虫綱 (REPTILIA)	66,940	55,418
魚類		
条鰭綱 (ACTINOPTERYGII) ¹	21,695	14,083
肉鰭綱 (SARCOPTERYGII) ²	0	345
哺乳綱 (MAMMALIA)	6,699	5,708
ヒル綱 (HIRUDINOIDEA)	2,600	3,200
両生綱 (AMPHIBIA)	1,788	1,046
クモ綱 (ARACHNIDA)	1,199	1,851
二枚貝綱 (BIVALVIA)	416	0
腹足綱 (GASTROPODA)	0	400
昆虫綱 (INSECTA)	18	0

1: チョウザメ目、アロワナ、ヒラルクが含まれる。

2: シーラカンス類、オーストラリアハイギョが含まれる。

出典：2001、2002年ワシントン条約年次報告書、経済産業省

に取引されているため、生息地では個体数が減少したとみられている。推定で過去20年間に約50%減少したという報告もあり、1997年に附属書IIに掲載された。日本は、2001年に約48,000羽を輸入している。

なお、2001年の年次報告書には、この種が40万羽輸入された積荷記録があった。経済産業省に問い合わせると、桁を間違えたデータ入力ミスで実際には400羽だったとのことである。今回使用した数値はトラフィックで修正したものである。

アジアアロワナ *Scleropages formosus*

アジアアロワナは、2001年に18,353頭、2002年に11,377頭が、インドネシア、マレーシア、シンガポールから輸入されている。すべて、商業目的で飼育繁殖させたものである。現在アジアアロワナは附属書Iに掲載されているが、ワシントン条約事務局に登録した約40の施設で、商業目的で飼育繁殖させた個体だけ輸出が認められている。

グリーンイグアナ *Iguana iguana*

1977年から附属書IIに掲載されているグリーンイグアナは、2001年に11,701頭、2002年に9,829頭が輸入されている。グリーンイグアナは中南米に生息しており、ペットショップでは約20cmくらいのものが販売されているが、1mくらいに成長する。

ホルスフィールドリクガメ *Testudo horsfieldii*

ヨツユビリクガメ、ロシアリクガメなどとも呼ばれる。日本のリクガメ市場のなかでは人気がある種であり、1995年以降、毎年7,000～16,000頭が輸入されている。飼育の仕方によるが、国内でも繁殖例は少なくない。

ニシキヘビ Pythonidae

ニシキヘビ科は全種が附属書IまたはIIに掲載されている。ニシキヘビ科の輸入量は、2001年に2,051頭、2002年には4,186頭である。なかでもボールニシキヘビ *Python regius* がもっとも多く、両年ともニシキヘビ科全体の4分の3を占めた。

これらの動物は、大量に輸入されてペット用に流通している。放されたり逃げ出したりする可能性も高いことから、今後の注意が必要である。

特定外来生物に指定されている種の輸入

2005年の第一次特定外来生物に選定されたものは、哺乳類11種、鳥類4種、爬虫類6種、両生類1種、魚類4種などである。その一部には、ワシントン条約の対象となっている種もある。それらがどれくらい輸入されたか、どれくらい定着しているかを調べる。

ガビチョウ *Garrulax canorus*

中国を原産とし飼育鳥として人気が高いこの種は、大量に取引されており、中国国内での取引量は年間約170万羽といわれる。中国は1998年から輸出を禁止したが、香港から輸出が続いていたとされる。ワシントン条約では2000年から附属書IIに掲載されているが、日本では2001、2002年ともに輸入のデータはない。ガビチョウはすでに日本各地の里山に定着している。同属のカオジロガビチョウ *G. sannio*、カオグロガビチョウ *G. perspicillatus* も各地に定着しており、3種とも外来生物法の特定外来生物に指定されている。

ソウシチョウ *Leiothrix lutea*

インドから中国にかけて生息するが、生息地の破壊と大量の取引のために脅かされている。中国では飼育鳥として人気が高く、1995、1996年には香港から約20万羽が輸出された。1997年から附属書IIに掲載されているが、日本には、2001、2002年ともに輸入の報告はない。またこの種は日本各地で定着が確認されている。

タイワンザル *Macaca cyclopis*

附属書IIに掲載されているが、2001、2002年ともに輸入の報告はない。和歌山県での定着がみられ、ニホンザルとの交雑も確認されている。一部は駆除されたが、まだ50～80頭いるといわれる。

アカゲザル *Macaca mulatta*

中国やインドシナ半島を原産とし、1977年から附属書IIに掲載されている。2001年552頭、2002年には54頭、いずれも中国から輸入されている。これらは主に実験動物として利用されているとみられる。千葉県白浜地区に約100頭が定着。

カニクイザル *Macaca fascicularis*

インドシナ半島やフィリピンを原産とし、1977年から附属書IIに掲載されている。日本は2001年には5,674頭、2002年には5,294頭を中国、インドネシア、フィリピン、ベトナムから輸入している。これらはペットよりも動物実験用とみられる。環境省の調べによると、日本での定着は確認されていない。

野生動物ペットは密輸の温床

外来生物のもうひとつの問題は密輸の対象となる点である。ワシントン条約対象種で生きたもののなかには、不正な手続きで国内に持ち込まれたものがある。海外の野生動物の輸入にあたっては、生息国の捕獲規制に違反していないこと、輸出にあたって

正しい手続きを経ていること、輸入国の国内規制に違反していないことを確認する必要がある。

生きた動物が税関で差し止められる事例はあとを絶たないし、また国内販売を規制する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に違反した事例も多い（p. 13 参照）。

海外の規制に違反した利用は、生息国での保護対策を損なうことにもなり、生息国の自然に害を及ぼす。

まとめ

2005 年は、外来生物法の施行や感染症予防法の対象拡大など、生きた動物の輸入に対する制限が強まった年である。しかし、過去にどのような動植物がどれくらい輸入されているかのデータはほとんどない。唯一明確な数値がわかるのは、ワシントン条約の対象になっている動植物の輸入状況である。条約対象種を輸入するにあたっては、輸出許可書が必要であり、輸入量、輸入者、原産国などがすべてわかるようになっている。ワシントン条約のモニタリングのしくみは、生きた動物の問題の予防的措置をとるにあたって、さまざまな形で応用できるだろう。

世界の多様な生物とそれらから成る生態系は、ジグソーパズルとその 1 ピースに例えられる。地球は、陸・海・淡水などさまざまな地域で多様な生態系を生み出している。各地域の生態系は多様な生物がひとつひとつつながりあってできている。ひとつのピースがなくなれば全体が影響を受ける。時には壊れてしまうこともないとはいえない。外来生物もジグソーパズルの 1 ピースである。ある動物が生息国で過剰に捕獲されると、生態系パズルのピースがひとつなくなってしまうおそれがある。一方で、野生生物が海外に輸出されると、その国の自然に入り込む可能性がある。これは別のジグソーパズルのなかで収まっていた 1 ピースをはずして、別のものにとってかえてしまうようなものである。生息国と輸入国それぞれの生態系のジグソーパズルを壊す可能性がある。外来生物には、このような二面性があることを強調しておきたい。

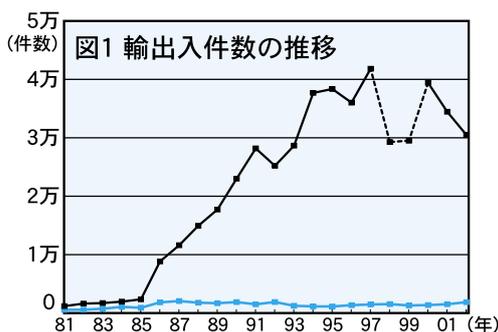
最後に、年次報告書は日本政府公式の文書であり、今後の対策を条約が検討するうえでの重要なデータである。経済産業省には入力ミスがないよう、また十分チェックするよう慎重な対応を求める。

ワシントン条約対象種の輸入状況 - 2001、2002 年

経済産業省は、ワシントン条約に掲載された動植物の輸出入についてワシントン条約年次報告書として毎年まとめて、条約事務局に提出している（2005 年 12 月現在、2002 年が最新）。ここでは 2001 年と 2002 年のデータをもとに、日本のワシントン条約掲載種の輸出入の概要についてまとめる。この中には生きたもの、製品、派生物などあらゆる形態のものが含まれる。輸出入全体については、輸出入品の形態ごとに単位が異なることを考慮し、原則的に件数で分析している。

■輸出入の推移

2001 年のワシントン条約掲載種の輸入件数は 34,459 件、輸出件数は 1,520 件であった。2002 年の輸入件数は 30,500 件、輸出件数は 1,862 件であった。輸出件数は過去 20 年ほと



出典：1981-2002 年ワシントン条約年次報告書、経済産業省

んど変化がみられず件数は小さい（図 1）。一方、輸入件数は 97 年の約 40,000 件をピークに減少傾向にある。※ 1998 年、1999 年は件数が少ないが、集計方法が異なるとみられるため他の年とは比較できない。

■ 2001 年の輸入について

分類別にみても

2001 年の総輸入件数は、全 34,459 件の輸入のうち動物が 26,868 件、植物が 7,591 件である。動物を細かくみていくと（図 2）、爬虫類がもっとも多く 49.3% を占め、次にサングなどを含む刺胞動物門が 4,807 件、次いで鳥類 2,703 件、哺乳類 1,756 件と続く。植物は全輸入量の 22.0% を占めるが、うち 9 割はラン科植物である。

どんな動物の輸入件数が多いのか

輸入件数の多い動物は、アメリカアリゲーター *Alligator mississippiensis* 5,909 件、ニールワニ *Crocodylus niloticus* 1,869 件、アミメニシキヘビ *Python reticulatus* 1,755 件、メガネカイマン *Caiman crocodiles* 1,627 件、ニールオオトカゲ *Varanus*

niloticus 1,218 件、イリエワニ *Crocodylus porosus* 699 件、ミズオオトカゲ *V. salvator* 658 件、シベリアジャコウジカ *Moschus moschiferus* 642 件、インドニシキヘビ *P. molurus* 451 件、イシサンゴ目 SCLERACTINIA spp. 439 件（種名より上位の分類群で記載されていることがある）と、ほとんど爬虫類が占めた。これらの多くは皮や皮革製品である。

附属書ごとにみると

附属書 I 掲載種は 2.2% (766 件)、附属書 II は 97.2% (33,480 件)、附属書 III は 0.6% (213 件) と、圧倒的に II の件数が多い (表 3)。

附属書 I の動物 515 件の輸入のうち、もっとも高い割合を占めている種はアジアアロワナ *Scleropages formosus* 229 件である。附属書 I の植物 251 件の輸入のうち、もっとも多いのは木材種のブラジリアンローズウッド *Dalbergia nigra* の 96 件である。附属書 II の動物では爬虫類がもっとも多く 16,860 件、イシサンゴ目を含む刺胞動物門 4,807 件、鳥類 2,633 件、哺乳類 1,557 件の順となる。附属書 II の爬虫類はアメリカアリゲーター、ナイルワニ、アミメニシキヘビ、メガネカイマン、ナイルオオトカゲの上位 5 種で 70% 以上を占める。附属書 III 掲載種の輸入としては、植物ではラミン *Gonystylus* 属 (*G. bancanus* を含む) の 91 件がもっとも多い。ラミンはインドネシアが 2001 年に附属書 III に掲載した。

どんな形態で輸入されているのか

ワシントン条約では、生きたものだけではなく体の部分や、それらからできる製品などの派生物も対象となっている。形態の分類は様々で現在 66 種類ほどある。それら細かい分類を個体・部分・派生物の 3 つに分類した (図 3)。

全体をみると、形態の記載のあった 34,448 件のうち、「派生物」がもっとも多く 51.1%、「部分」2.9%、

「個体」は 46.0% を占める。

分類別に総輸入件数に大きく差があるが、それぞれを 100% にして割合を示した (図 3)。植物は「個体」の割合が多く、92.2% 以上を占める。鳥類は 99.7%、両生類は 100%、刺胞動物門は 92.4% を「個体」が占める。魚類は「個体」が 51.0% (ほとんど生きたアジアアロワナ)、「部分」が 49.0% (ほとんどチョウザメ目 ACIPENSIFORMES のキャビア) と約半々である。爬虫類と哺乳類は「派生物」が多く、それぞれ 93.1%、71.9% を占める。

■ 2002 年の輸入について

分類別にみてみると

全 30,500 件の輸入のうち、動物が 25,950 件、植物が 4,550 件を占める。中でも爬虫類は圧倒的に多く全輸入件数の 57.8% を占める (図 4)。

どんな動植物種の輸入件数が多いのか

2002 年の輸入件数の上位 10 種は以下のとおり。アメリカアリゲーター 6,691 件、ナイルワニ 2,331 件、メガネカイマン 1,544 件、イリエワニ 1,407 件、アミメニシキヘビ 1,174 件、ナイルオオトカゲ 1,148 件、インドニシキヘビ 798 件、シベリアジャコウジカ 513 件、イシサンゴ目 479 件、ミズオオトカゲ 423 件。2001 年とほぼ同様の傾向で、爬虫類の占める割合が多い。魚類はアジアアロワナとチョウザメ目とピラルク *Arapaima gigas*、オーストラリアハイギョ *Neoceratodus forsteri* ですべてである。

附属書ごとにみると

附属書 I 掲載種が全輸入件数の 2.5% (754 件)、附属書 II は 96.8% (29,524 件)、附属書 III は 0.7% (222 件) を占める (表 4)。

附属書 I でもっとも件数が多いのは魚類の 235 件で、これはすべて生きたアジアアロワナである。附

図 2 分類別輸入件数割合

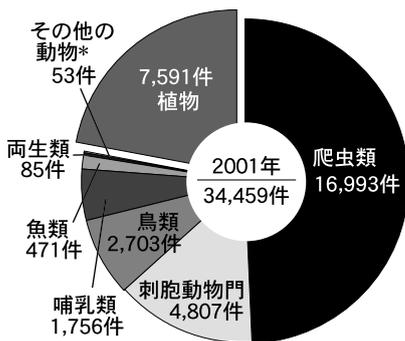
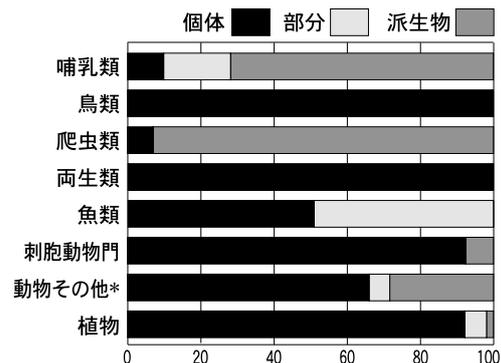


表 3 2001 年分類別輸入件数

分類	附属書			総計	
	I	II	III		
動物界	哺乳類	143	1,557	56	1,756
	鳥類	22	2,633	48	2,703
	爬虫類	120	16,860	13	16,993
	両生類	0	85	0	85
	魚類	230	241	0	471
	刺胞動物門	0	4,807	0	4,807
	その他の動物*	0	53	0	53
植物界	251	7,244	96	7,591	
合計	766	33,480	213	34,459	

図 3 2001 年の形態分類別輸入割合



* 節足動物門、環形動物門、軟体動物門を含む 出典：2001 年ワシントン条約年次報告省、経済産業省

図4 2002年分類別輸入件数

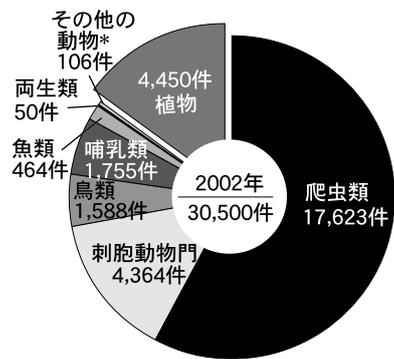
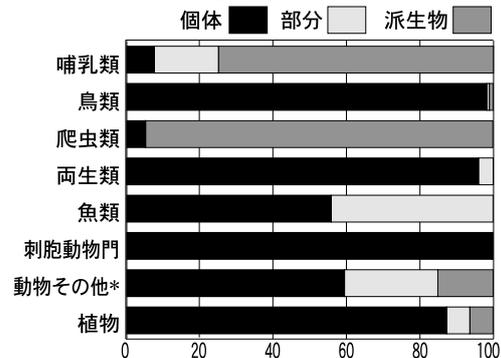


表4 2002年分類別附属書輸入件数

分類	附属書			総計	
	I	II	III		
動物界	哺乳類	164	1,552	39	1,755
	鳥類	22	1,545	21	1,588
	爬虫類	142	17,468	13	17,623
	両生類	0	50	0	50
	魚類	235	229	0	464
	刺胞動物門	0	4,364	0	4,364
	その他の動物*	0	106	0	106
植物界	191	4,210	149	4,550	
合計	754	29,524	222	30,500	

図5 2002年分類別輸入件数



* 節足動物門、環形動物門、軟体動物門を含む 出典：2002年ワシントン条約年次報告書、経済産業省

附属書Iの哺乳類の80%以上(137件)はアフリカゾウ *Loxodonta africana* あるいはアジアゾウ *Elephas maximus* であった。また附属書Iの爬虫類は142件中135件がワニ目であった。

附属書IIについては59.2%(17,468件)を爬虫類が占めている。2001年同様の種が中心で上位5種が13,147件を占めている。次に多いのはイシサンゴ類で4,353件である。附属書IIの哺乳類はシベリアジャコウジカ、カニクイザル *Macaca fascicularis*、クビワペッカー *Tayassu tajacu* の上位3種で58.4%と半数以上を占める。

どんな形態で輸入されているのか

全体的にみると、生きたものなどの「個体」の輸入が11,281件、体の一部など「部分」は848件、製

品などを含む「派生物」は18,052件である(図5)。形態が不明なものや記載のないものは30件あった。爬虫類と哺乳類以外は、「個体」の割合がもっとも高い。刺胞動物門は99.9%が「個体」である。鳥類は1,588件のうち1,557件が生きたものであるため「個体」の割合が高い。魚類の「部分」というのは、205件すべてがチョウザメ目の「キャビア」である。両生類は「個体」の割合が高いが、それらはすべて「生きたもの」である。爬虫類は「派生物」が16,712件と多いが、そのほとんどが皮や皮革製品である。哺乳類については「派生物」が多く、なかでもジャコウジカの成分を含む「薬」が509件と多かった。

トラフィックイーストアジアジャパン
清野比咲子

コラム：キャビアの輸入

高級魚卵のキャビアはチョウザメ目 ACIPENSIFORMES のチョウザメとヘラチョウザメから採取される。チョウザメ目は、カスピ海など生息域の衰退や違法取引のために資源の減少が懸念され、1998年から全種がワシントン条約の附属書IまたはIIに掲載されている。締約国は2002年にチョウザメ目の保護と取引についての決議12.7を採択し(2004年の第13回会議にて改正)、漁獲割当と輸出割当の設定、ラベリングの実施などを関係国に求めている。ワシントン条約で求めているラベリングは、キャビアの原産国も輸出国も、内容量や国内外取引を問わず、特別のラベルを貼付しなければならない。

2006年1月、ワシントン条約事務局は、輸出国がチョウザメの持続可能な漁獲についての情報を提出しない限り2006年の輸出割当を認めないと発表した。輸出国は漁獲が資源に悪影響を及ぼさないことを示し、条約事務局に管理計画を提出するよう求められているが、いまだ報告はない。また、適正な管理のもとにつくられた製品を示すラベリング・システムの導入も遅れている。EUは

2006年初めには新しい規制を制定してキャビア取引のラベリングを義務化する。

2000~2005年にはヨーロッパで約12,000kgの違法キャビアが押収された。キャビアの違法取引は増加している。輸出国と消費国がともに違法キャビアを排除できるしくみに協力する必要がある。

日本は、EU、米国に次ぐキャビア輸入国である。2001年のキャビア輸入量は少なくとも28,756kg、2002年は14,298kgで、ほとんどが野生個体から採取されたものであった。また日本への輸出国としてはイランが最大で全体の半数を占めた。日本の税関でも過去にキャビアの輸入差し止め事例はあった。

日本では、ラベリングがないものは輸入を認めない、といった国内規制はない。そのため、ワシントン条約が求めている、適正なものか否かと消費者にわかるしくみが有効に使われていない。

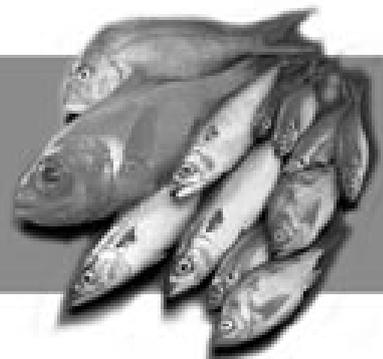
キャビア © WWF-Canon / Emma DUNCAN



© WWF-Canon / Hartmut JUNGIUS

選ぶこと、それは消費者最強の武器である。

野生動植物を使った製品の 購買傾向についての意識調査



「日本人はなぜ希少な動物が好きなのか」。ワシントン条約の締約国会議で、海外のメディア関係者や参加者たちはよくこのような質問をする。クジラ、象牙など、日本政府の対応がそのような質問をさせる原因であろうが、ほんとうに私たち日本人は希少な動物が好きなのだろうか。私たちはどのようにして製品の購買を決めているのだろうか。また自然環境と製品の購入についての意識はどのようなものだろうか。このたび、トラフィックイーストアジアジャパンはインターネットアンケートによって野生動植物の製品についての意識調査をおこなった。以下はその概略である。

調査方法

本調査は以下の要領で実施し、調査の結果をまとめた。質問内容としては、1. 野生の動植物と認知しているかどうか、2. 象牙やベッコウの購買意識、3. 水産物を購入するときの注意点や関心事、4. 林産物を購入するときの注意点や関心事、5. ワシントン条約の認知度、など全12問を設置した。とくに象牙やベッコウ、水産物、林産物については購入時に確認する内容はなにか、どこから情報を入手するかを質問した。また水産物や林産物では、自然に配慮した製品の価格についての設問を設けた。

なお、インターネットによるアンケートであることから、調査対象者がインターネットに関心がある人たちであることは考慮する必要がある。

結果

約80%がワシントン条約を知っている

野生動植物の利用についての関心度を知るひとつの目安として、「ワシントン条約を知っていますか」の問を設けた。「内容を知っている」と答えた人は26.5%、「何に関するものか知っている」と答えた人54%であった。両方をあわせると、全体で80.5%の人が、「知っている」と答えた。一方、「知らない」と答えた人は1.6%にとどまった。このことから、ワシントン条約の名称を知る人は全体の8割に達し、認知の度合いが高いことがわかった。

約70%は象牙やベッコウを買いだいたいとは思っていない

象牙とベッコウは、日本の伝統工芸品として置物、装身具などに使われる。海外から持ち込まれた、かつ希少な動物から得たものという点から、購買傾向は類似していると判断し、組み合わせて

調査地域： 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県
調査対象者： 20才以上の男女（あらかじめインターネットアンケート登録者）
調査方式： インターネットに対象者が自己記入した定量調査
対象者抽出方法： 日本リサーチシステムインターネットパネルから抽出
標本数： サンプル数800（男女各400、20代・30代・40代・50代各200）
調査期間： 2005年3月17～28日
調査まとめ依頼機関： 株式会社 日本リサーチシステム
質問内容： 野生動植物の製品の購入についての興味関心について全12問。

質問を作成した。「象牙やベッコウを買ったことがあるか」の問に対して、「買ったことがある」は21.8%、「買ってみたい」は3.3%、「買ってみたいと思わない」は68.5%であった（図1）。

年代別では、年代が高いほうが「買ったことがある」と答えた人の割合が高かった。20代のうち、「買ったことがある」と答えたのは6.5%にすぎず、83.5%は「買ってみたいと思わない」と答えた。

図1. 象牙・ベッコウ製品の購入経験

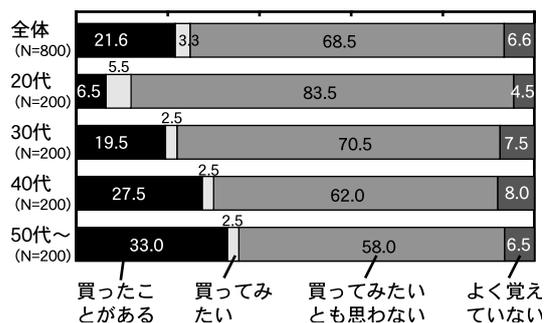
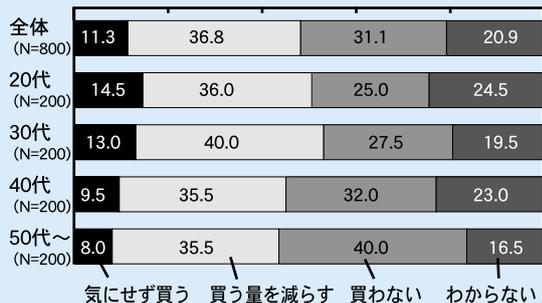


図 2. 生鮮魚や水産物態度

質問:購入しようとしている水産物について、魚介類が減っている、または自然環境に良くない漁法から得たものだとわかったら、あなたはどうしますか。以下の中からひとつだけお選びください。



「象牙やベッコウを買ったことがある、または買ってみたい、と思う理由は何ですか」の問に対しては、全体では「品質が良い」「高級感がある」「長く使える」「外観がよい」の順であった。20代では「珍しい」「ブランド品」「ステータス」「かっこいい」が理由の上位になっていたのが特徴的である。

一方、「象牙やベッコウを買いたいと思わない理由は何ですか」の問については、「興味がない」70.6%がもっとも多かった。「希少動物だから」が37.4%、「価格が割に合わない」17.3%、「本物かどうかわからない」14.4%であった。「出所がはっきりしない」は7.1%であった。

これらが希少な動物から得られた製品であることを約4割の人々が認知していたことは、象牙とベッコウの輸入が世界的に禁止されてから約10年が経過し、理解が定着しつつあるためとみられる。また若い世代にとってはなじみの薄いものになっているようである。

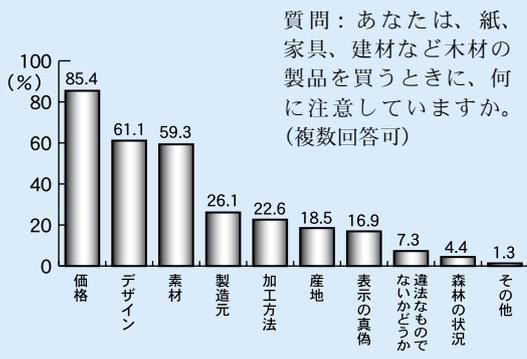


水産物を購入するとき環境を意識する人は6%

「生鮮魚や水産物を買うときに何に注意しますか」の問に対しては、「価格」が80.5%と最も多かった。次いで「鮮度」72.1%、「産地」66.3%であった。漁業の海洋環境への影響を配慮するかどうかの設問に対しては、「違法なものかどうか」は7.1%、「環境への影響」5.5%、「資源の減少具合」3.3%にとどまった。

また、「購入しようとする水産物が、資源量が減少しているか自然環境に良くない漁法から得たものだとわかったら、どうしますか」の設問に対しては、「買わない」31.1%、「買う量を減らす」36.8%であり、自然環境を意識して購買を控えると答えた人は全体の67.9%であった(図2)。一

図 3. 木材 - 購入時の注意点



方、「気にせず買う」と答えた人は11.3%であった。年代別では50代が、自然環境を意識して購買を控えると答えた人が多かった。

木材製品を購入するとき森林の減少を意識する人4%

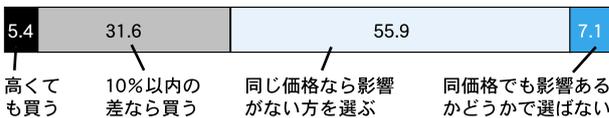
「紙、家具、建具など木材製品を買うとき、何に注意していますか」の問の答えは、「価格」85.4%、「デザイン」61.1%、「素材」59.3%の順に多かった。「産地」18.5%、「表示の真偽」16.9%もあったが、「違法なものではないか」7.3%、「森林の減少」4.4%と自然環境に留意するという答えは少なかった(図3)。しかし、ここでも50代は関心の高さをうかがわせた。

また、「紙、家具、建具など木材製品がどこからきたかわかるしくみがあったら、購入時に利用したいと思いますか」と聞いたところ、全体の49.8%の人が「しくみがあれば利用したい」と答えた。一方、「利用したいと思わない」と答えた人は17.3%であった。

約4割は高くても自然に良いものを買う

「自然環境に悪影響がない製品価格が、影響がある製品に比べて高い場合、それでも購入したいと思いますか」の問に対しては、「同じ価格なら影響がないほうを買う」と答えた人が、全体の55.9%を占めた。また「10%以内の差なら買う」31.6%、「高くても買う」5.4%であった(図4)。両方あわせると37%の人は、価格が多少高くても自然に悪

図 4. 自然環境への配慮と製品価格のバランスによる購入意向



影響がないものを買うと答えた。

環境に配慮した製品が高くても買うと答えた人は約40%であった。これだけの数値は、消費者が必ずしも価格が安いことだけを求めているのではないことを示すといえるのではないか。

まとめ

ワシントン条約を知っていると答えた人が全体の80%以上を占めた。これは条約が日本で施行されて25年が経過し、海外旅行などで条約の内容などを知る機会が増えたことなどが理由として考えられる。ただしどの程度の内容を理解しているかは不明である。

しかし、林産物と水産物については、購入するときに製品の履歴や入手方法の違法性、自然環境への影響などを考慮することはほとんどない。水産物を購入するときは資源量を意識している人々がある程度いるが、林産物を購入するときは森林の減少に関心を持っている人は少ない。

また、象牙やベッコウを購入したいと思っていない人は全体の約70%であった。年代が若いほど

購入したいとは思っていないことや興味がない人が多いことから、象牙やベッコウの需要が大ききようにはみえない。希少動物だという理由で購買を控えている人が3割以上いることから、業界は需要を掘り起こすとしても、自然に害を及ぼさないことが確保された製品のみを市場に流通させるしくみが必要となる。

興味深い結果として、4割弱の人は、10%くらいなら価格が高くなっても自然に悪影響がないものを買うと答えたことである。自然に悪い影響がないものはコストがかかるとの理解が得られつつあるのではないか。この理解を広めるためには、人々が適切な製品を選択できるようなしくみや情報が必要である。

日本の人々は、今の日常生活が海外の自然に依存していることに気づいても、どのように対処するか判断ができない。気づいたときには、価格が多少高くても気をつけたいという関心はあるとみられる。これらを糸口に、トラフィックでは消費者への今後のアプローチを考えたい。

選ぶこと、それは消費者最強の武器である。

税関での差し止め品処分

2005年9月、ワシントン条約の管理当局である経済産業省は、東京税関が成田空港などで差し止めたワシントン条約対象品を焼却処分した。これらは、海外旅行客が、持ち帰ったみやげ品のなかで、ワシントン条約の対象でありながら許可書をつけずに持ち込もうとしたため差し止められ、所有権を放棄したものである。各税関はこれらを倉庫に保管し、最終的には管理者である経済産業省が定期的に処分している。展示用などに利用されるごく一部を除いてほとんどすべては産業廃棄物として焼却される。

今回処分されたものは約8,000点、このうち約90%は漢方薬であった。なかでも、クマノイ（熊の胆）やジャコウを含んだものが多かった。これらの多くは

中国から持ち帰ろうとしたものである。また、クジャクの羽、キャビア、ネコ科動物の毛皮、アフリカ産の象牙彫刻、ウミガメのはく製など、現地の特産品もあった。かわったものとしてはスイギュウの頭骨が9体あり、重量も大きさも群を抜いていた。

これらは、野生生物から得られた貴重な製品である。旅行客がみやげ品に買ってきたものではあるが、許可書がないため持ち込まず、すべて焼却されてしまう。ワシントン条約の認知度が高まってはいるが、適切な手続きをとられないものも多い。このような誰にとっても不利益なことが少しでも減るよう、海外旅行客を中心とした普及啓発がより一層必要である。





ペットに利用される野生動物の取り扱いについて、環境省に要望書提出

2005年秋、トラフィックイーストアジアジャパンは、ペット用の野生動物の取り扱いに関して、関連する2つの法律について環境省に要望書を提出した。ひとつは「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）の政省令について、もうひとつは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）についての要望である。

「動物愛護管理法」で動物取り扱い業者の登録資格を厳しく

1973年に制定された「動物の保護及び管理に関する法律」は、動物の虐待防止、適正な取り扱い、人に対する危害や迷惑の防止などを図るため、動物の管理についての事項を定めたものである。

1999年12月「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称が変更され2000年12月1日から施行、さらに2005年6月に改正された。この改正で、動物取り扱い業者の規制は、都道府県知事への届出制から登録制になる（改正法第11条）。本改正法の施行は、公布の日（2005年6月22日）から1年を超えない範囲で政令で定める日からとなる。そのため環境省は政省令についてパブリックコメントを求めるなど検討をおこなっている。

● 要望：環境省令で定める動物取り扱い業者の登録を取り消す要件として、「不正な輸入にかかわった場合」を加えること。

ワシントン条約を施行するための「外国貿易および外国為替法」や「関税法」違反、または「種の保存法」違反で、動物の輸出入などで有罪となった場合に登録を取り消すこと。

● 理由：

1. 動物の密輸は動物虐待を引き起こし、動物愛護法の考え方に反するため。

「動物愛護管理法」は、動物の取り扱いを適正におこなうことを目的のひとつとしている。さらに基本原則には、人と動物の共生に配慮することも記されている。不正なルートで入手された動物は、捕獲時や移動時に取り扱いが適切でない場合が多い。とくに鳥類は不正に持ち込む場合に全体の3分の2が死亡するといわれている。

2. 生物の多様性に関する条約を遵守するため。

我が国は、1992年に「生物の多様性に関する条約」に加盟している。この条約の前文では、生物の多様性を保全し、動植物の持続可能な利用のために、国際的な協力が必要であることを掲げている。このことから、日本で野生動物を利用するときは、生物多様性の保全を損ねないよう対策をとる必要がある。密輸は、密猟と密接に関連しており、生態系を脅かす最大の脅威のひとつである。個々の動物の取り扱いに注意することは重要であるが、それらの生息域に影響がない適正なルートで入手されたものであることが前提でなければならない。

「種の保存法」を実態に即して改正を

2005年8月と10月に、警視庁はマレーガビアル *Tomistoma schlegelii* とホウシャガメ（マダガスカルホシガメ） *Geochelone radiata* の不正な登録をおこなったとして、「種の保存法」違反で爬虫類卸業者らを摘発した。今回の事件は、「種の保存法」のしくみを利用し不正な登録がおこなわれた。種の保存法があっても引き続き不正な取引は継続している。日本のペット市場に不正に持ち込まれた動物が出回っている可能性は高い。

2005年6月からは「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が施行された。さらに「動物愛護管理法」も改正された。しかし、1993年に制定された「種の保存法」は、大きな改正がないまま今日にいたっており、さまざまな問題が生じている。トラフィックは、以下の内容を加え、国際希少野生動植物種に関する「種の保存法」の改正および執行強化を提案した。

● 要望

- ・ 個体の登録について
 - 繁殖個体については、繁殖施設を登録することを義務付ける。
 - 登録時にはマイクロチップ等の個体識別ができるものを個体につける。
 - 環境省は生きた個体の登録について情報を公開する。
- ・ 生物の多様性を重視し、違法な野生生物取引を排除する社会づくりのひとつとして、罰則を厳しくする。
- ・ 輸入業者、販売業者は登録制にする。
- ・ 環境省は、登録機関に対して種の生息状況や繁殖技術についての知識向上を徹底するよう、指導する。
- ・ 外来生物法や動物愛護管理法の執行状況や問題点などと情報交換をはかる。

● 理由

1. 登録の要件

現在、繁殖個体として登録申請があったとき、その個体が繁殖した個体か密輸して持ち込んだ個体か、判断するのは難しい。また、登録機関には

専門知識が不足している。そのため今回のように不正な登録に悪用される。

2. 登録の手続き

個体の登録には、写真を添付する。しかし、個体は成長するため、登録時の写真は個体識別にはあまり役に立たない。また、繁殖個体の登録を受けた場合、繁殖場所の確認をしていない。同じ個体の写真を別方向から撮って、複数個体の申請をすることも可能である。

3. 罰則

「種の保存法」の違反は、懲役1年罰金100万円以下である。

野生生物の不正な利用は、生物多様性を損なうものであり、将来の人間の生活にとって有害である。にもかかわらず、この問題は社会的に重要視されていない。

今回、摘発された爬虫類業者はマレーガビアルを1頭100万円で販売したという。野生生物の取引は高額になること、外来生物法の罰金が最高1億円（法人）であることから、罰金額の引き上げを求める。

左から ©WWF-Canon / Tanyo BANGUN, ©WWF-Canon / Alain COMPOST, ©Edward PARKER, ©Edward PARKER, ©WWF-Canon / Mauri RAUTKARI, ©WWF-Canon / Alain COMPOST.



ASEAN に向けて発信 - 木材取引に関する報告会実施

トラフィックイーストアジアジャパンでは、木材取引の輸出国と輸入国との貿易統計のくい違いについて、日本とインドネシアをケーススタディーとして、調査およびワークショップ開催を通じてその問題の共有と改善に努めてきた。2004～2005年におこなわれた調査およびワークショップで得た結果や提言は、「持続可能な森林管理に向けての木材取引統計におけるくい違いについてーインドネシアと日本の場合」としてまとめた。2005年8月に開催されたASEAN森林会議（ASOF / ASEAN Senior Officers on Forestry）の専門家グループ会議内の、第6回「森林と森林製品についての

国際的な現状課題に関するセミナー」で報告された。このセミナーは、注目すべき地域の森林問題についてASEANの森林担当官たちに情報提供するためのものである。トラフィックはその報告のなかで、すべてのASEAN諸国と中国、日本、米国、ヨーロッパなどその他の国々の、木材統計の取引データのくい違い改善のためのプロジェクトの展開を提案した。この提言はASOFに提出され、結果ASOFにおいてこのプロジェクトの実施が承認された。

日本では2004年に引き続き、2005年11月10

日震ヶ関において、木材取引に関係する省庁の担当官を招き、「ワシントン条約掲載木材種の取引の現状と関連諸国の動きに関する報告会」を開催した。ワシントン条約はもとより、インドネシア、マレーシアの国内流通および輸出体制などの輸出国の状況を報告することを目的としたもので、今回は、トラフィックの木材取引担当者からの報告に加え、インドネシアとマレーシアから輸出国における木材取引の合法性についての報告があった。

会議では、マレーシアおよびサラワクにおける木材の輸出手続、輸入規制、自由貿易地帯でのラミン取引、ラミンの違法取引事例などの報告に加え、合法性を証明する手段としてインドネシア、マレーシア政府が関与している認証制度についての報告を得た。また、インドネシアとマレーシアから行政担当官や業者などの関係者の出席が多く、これら輸出国からの意見や情報を直接聞くよい機会となった。

これらの国々の木材認証制度についての情報提供では、これら原産国の現状を改善するための認証制度への期待の大きさと、それを受けての輸入国である日本への期待の大きさを感じた。インドネシア、マレーシアは木材の違法伐採や違法輸出について世界から批判されており、それに対しての答えのひとつが認証制度である。このような輸出国の対策に対する、輸入国の理解が求められており、会議では日本の対応に対する輸出国の関心の深さが感じられた。

また、トラフィックが問題提起している公式データとしての木材取引統計の輸入国と輸出国との違いについては、参加者から問題の大きさおよび深刻さについての感想が寄せられた。インドネシアの木材輸出業者からは、インドネシアの公式データには不備があり、現在、取引状況の分析に支障をきたすほどであるとの指摘があった。またインドネシアの合板業界の輸出記録は日本の輸入記録に近いこと、違いすべてが違法な取引を意味することにはならないとの発言もあった。トラフィックからは、公式データが利用できるよう、信頼できるレベルにしていくべきとのコメン

トがあった。

木材や木材製品の取引の合法性に疑問がもたれている現在、トレーサビリティや認証制度がますます必要になっている。これらは、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなう、経済的にも持続性のある森林管理を促す手法である。それには第三者機関による監査が必要であろう。法律で規制されにくい社会的な課題も森林管理という枠組みの中で網羅することが可能である。

一方、法的規制の整備および実施も必要である。認証制度は任意のものであり、消費者の賢い選択に委ねられている。一方、法的規制というのは、政府のシステムとして組み込まれると、例外なくだれでもそのシステムに従わなければならない。

11月28日～29日にセブ（フィリピン）で、東アジアにおける税関と森林の法執行に関するワークショップがフィリピン政府の主催で、トラフィックの協力のもと開かれた。各国担当官、NGOらが出席した会議では、税関、森林局、その他関係機関、市民社会、国際機関と資金提供機関の5つのワーキンググループに分かれ、地域レベルでの協力、情報の共有、合法性の定義の確認などが提言として確認された。

トレーサビリティを確保するためには、信頼できる認証制度の普及とともに、法的な枠組みを確保し、このワークショップのような輸出国、輸入国の情報の共有も必要である。輸出国と輸入国の木材取引のシステムを見直し、問題を共有し、国際的なレベルで改善に取り組むことが必要である。



違法取引

Illegal trade Japan

■ マレーガビアルの不正登録・売買事件

警視庁生活環境課と世田谷署などは2005年8月17日、マレーガビアル（ガビアルモドキ）*Tomistoma schlegelii* を不正に個体登録したとして「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）違反等の疑いで静岡県の大井町大手爬虫類卸販売会社「レップジャパン」社長S（36）とその従業員K（44）と群馬県の動物園「草津熱帯園」園長（59）の3人を逮捕した。

調べによれば、Sは2003年10月中旬に、草津熱帯園で飼育されているマレーガビアルが産んだ27個の卵のうち、孵化の見込みのない5個を譲り受けた。その事実を利用し、そのうちの4個が8～9月にSの会社内において孵化したとの偽りの申請をして、別のルートで入手した個体を国内で繁殖した個体として、登録業務を委託されている財団法人自然環境研究センターに登録した。なお、この協力の見返りとしてこの園長は別のワニ2頭をもらったと供述している。

その後、「レップジャパン」と同社社長Sと従業員Kは東京地裁に起訴された。また園長は東京簡易裁判所に略式起訴され、罰金50万円の略式命令が出された。

またこの事件に関連し、前述の不正登録事件で

■ ホウシャガメの不正登録などで3人が逮捕

2005年10月12日、警視庁生活環境課と世田谷署、中野署は、不正に入手したホウシャガメ（マダガスカルホシガメ）*Geochelone radiata* 24頭について、共謀して不正登録をおこなったとして、8月17日と9月21日にマレーガビアルの件で既に逮捕されている静岡県の大手爬虫類卸販売会社「レップジャパン」社長（上記、既述のS）とその従業員（上記、既述のK）、岐阜県の爬虫類輸入ブローカー（上記、既述のY）の3人を逮捕した。

ホウシャガメは、ワシントン条約で附属書Iに掲載されており、「種の保存法」で国際希少野生動物種に指定されている。これらは原則的に商業取引は禁止されているが、正規に入手した個体等については譲り渡し等をおこなう場合に、環境省に

逮捕されたSに前述のマレーガビアルを譲り渡したとして、「種の保存法」違反の疑いで、2005年9月21日に岐阜県の爬虫類輸入ブローカーYが逮捕された。Yは2003年10月に静岡市内で、4頭を60万円で売った疑いがもたれている。譲り受けた業者Sも追送検される。

（朝日新聞 2005年8月17日、8月18日、9月22日、毎日新聞 2005年8月17日、9月22日、9月8日、フジサンケイビジネスアイ 2005年8月18日、読売新聞 2005年8月17日、9月8日、日本経済新聞 2005年8月17日、ほか）

マレーガビアルはインドネシアのスマトラやカリマンタン、マレーシアのマレー半島やスラウェシの淡水沼地や川、湖などに生息しているワニの一種。野生



マレーガビアル
©WWF-Campani / Alan COMPOST

においての生態はあまり知られていない。2004年のIUCNレッドリストでは、絶滅危惧種（EN）に分類されている。ワシントン条約では附属書Iに掲載され国際的な商取引が禁止されている。これら附属書I掲載種は、国内では「種の保存法」により国際希少野生動物種として売買などの取引が禁止されている。ただし、国内での繁殖個体やワシントン条約の適用以前に入手した合法的な個体などについては、「種の保存法」により定められた環境省への登録を受けて取引が可能となる。

登録する必要がある。

被疑者らは共謀のうえ、不正に入手したホウシャガメを国内で繁殖させた個体であると偽って不正に登録することを企てた。Sは、密輸した子ガメ24頭をブローカーYから入手した。そして2004年7月に財団法人自然環境研究センターに対し、ホウシャガメ24頭はSの会社内で孵化・繁殖させたという虚偽の繁殖証明書を添付した登録申請書を提出した。その後申請は許可され、不正に登録するにいたった。

このブローカーYの関係先からは登録票のないホウシャガメが約60頭みつかり、入手先などについて、捜査が続けられている。

（時事通信 10月12日、ほか）

■オオバタンの登録変更の届け出せず書類送検

2005年10月20日に京都府警生活経済課と右京署は、オオバタン *Cacatua moluccensis* を無届けで譲り受けたとして「種の保存法」違反で京都市のペットショップ店長（38）を京都地検に書類送検した。オオバタンはワシントン条約で附属書Iに記載されていて、国内法である「種の保存法」によって原則国内での売買等は禁止されている。飼育繁殖されたものや条約適用以前に入手したものなどは除外されるが、それらは環境省に登録しなければ取引できない。さらに、所有者が変わった場合など30日以内に登録の変更を届け出る必要がある

（第21条4項）が、今回の場合は経過期間である30日を過ぎても届出をおこなわなかったとして摘発された。

この店長は2003年5月3日に無職男性（88）からオオバタンを譲り受け、その後30日を経ても届出をせず、そのまま店で飼っていた疑いがもたれている。（毎日新聞 2005年10月21日）



オオバタン ©WWF-Canon / Roger Leguen

■ハナムグリの密輸で国内2例目の摘発

2005年4月28日に大阪府警生活環境課と住吉署は、「植物防疫法」で輸入が禁止されている大型のハナムグリを密輸したとして大阪府の印刷会社員（33）を書類送検した。ハナムグリは国内の植物に有害であることから輸入が禁止されている。

調べによると、男性は2004年11月12日から26日にかけてアフリカ産のハナムグリ、サザナミゴライアス *Goliathus albosignatus kirkianus* のオスとメス15ペア計30匹を計5万5,000円でインターネットを通じて購入し、タンザニアから国際郵

便でおもちゃと偽って輸入した疑いがもたれている。これらを1組あたり約2万5,000～4万円でインターネットオークションで販売したという。この男性は昆虫の飼育販売用にマンションを借り、インターネットなどで販売しており、2001年からこれまでに約100回にわたって昆虫の密輸をおこなっていたという。

「植物防疫法」による大型ハナムグリの密輸摘発は、2005年3月にはじめて警視庁によっておこなわれ、今回が2例目。

（読売新聞、毎日新聞、朝日新聞 2005年4月29日）

■大手の昆虫販売業者がカブトムシの密輸で逮捕

2005年11月10日に奈良県警生活環境課と橿原署は、「植物防疫法」違反の疑いで奈良県橿原市の昆虫販売業「奈良オオクワセンター」社長（46）を逮捕した。同社は、国内でも有数の大手昆虫販売業者である。同容疑者は、国内への持ち込みが禁止されているパプアミツノカブトを密輸入した疑いがもたれている。

調べによると容疑者は2005年4月21日に、インドネシアから関西空港への航空貨物便でパプアミツノカブトを10ペア計20匹を輸入したとされている。パプアミツノカブトは有害かどうかの判断が必要とされるもので輸入時に申告が求められ

ている。検査の際には、輸入が認められている約2万匹の昆虫に紛れ込ませて、名称も偽っていた。その後、インターネットなどで1ペア約5,000円で販売していた。この男性は「標本だと思っていた」と供述し、容疑を否認しているという。

（時事通信 2005年11月10日、奈良新聞、産経新聞、サンケイスポーツ、毎日新聞 2005年11月11日）

これまでに「植物防疫法」違反で、ハナムグリの密輸入が2件摘発されたが、これらはいずれも個人輸入だった。しかし、今回は国内有数の昆虫販売業者が持ち込もうとしたもので、組織的に密輸を企てた可能性が高い。

■ オーストラリア：ヘビやトカゲを持ち込もうとした日本人が逮捕 ■

2005年8月22日、オーストラリアのブリスベン国際空港で、日本人男性（40）のバッグに爬虫類が入っているのが発見された。

この男性がシンガポールからタイを経由しブリスベンに到着した際、税関職員がバッグを検査したところ、何かがうごめいているのを発見した。荷物を開けると、6頭のヘビがプラスチック容器やシャンプーボトルに入っていた。また別の荷物の中にも、グリーンツリーパイソンやアルビノパイソン、イグアナ、フリルドネックドラゴン、スライダータートル、ツリーモニターを含む33頭がスピーカーの箱や食品容器に隠されていた。この男性は規制の対象である生きた標本を許可なく

輸入しようとしたとして Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 違反でブリスベンの地方裁判所で裁かれる。

(2005年6月28日 オーストラリア税関の報道発表
<http://www.customs.gov.au/site/page.cfm?c=6004>
2005年10月27日閲覧)



■ オーストラリア：爬虫類を郵送しようとした日本人ついに逮捕 ■

2004年にオーストラリアで、25頭の爬虫類の入った日本向けの郵便小包が発見された事件について、2005年8月18日に判決がでた (TRAFFIC East Asia-Japan Newsletter Vol.20 No.1 参照)。この事件は、2004年3月23日にパースの国際郵便センターで、コウホソナガクビガメ *Chelodina oblonga* 24頭とマツカサトカゲ *Tiliqua rugosa* 1頭が入っている郵便小包が発見されたものである。うち13頭のカメが死んでいる。

その後の捜査により、密輸を試みたとみられる人物が判明した。この日本人男性（32）は、この密輸の企てが発見された数時間後にはオーストラリアを離れていた。しかし、6月26日に再び同国に戻った際に、アデレード国際空港の税関職員に

よって本人と確認され、逮捕された。

2005年8月18日のパースの地方裁判所での裁判によって、この男性が密輸しようとした人物であると特定され、オーストラリアの Commonwealth Environmental Protection and Biodiversity Act 1999 による輸出と虐待に関係する3つの罪で有罪判決が下された。彼はまた、西オーストラリアの Conservation and Land Management Act 1984 によって、野生生物を採取したことでも有罪とされた。その結果、彼には24,600ドル（2005年8月当時、約210万円）の罰金が科されることになった。

(2005年8月18日、オーストラリア税関の報道発表
<http://www.customs.gov.au/site/page.cfm?c=5962>、
2005年9月2日閲覧)

What's Hot Now 世界の自然保護ニュース

■ ワシントン条約で留保撤回

2005年6月7日にマレーシアはラミンの附属書掲載に関する留保を撤回した。マレーシアはラミン (*Gonystylus* 属) について附属書 III を留保していた。第13回ワシントン条約締結国会議 (バンコク、2004年) で、附属書 III から II に移行したことで留保が自動的に消滅するのか、維持されるのかはっきりしない状態であった。(ワシントン条約事務局通達 2005年8月11日 2005/046)

■ ワシントン条約の新加盟国

加盟順	加盟国	発効日
168	サンマリノ	2005年10月20日
169	カーボベルデ	2005年11月8日

■ お知らせ ■

トラフィック イーストアジア ジャパン・ニュースレターはウェブ上からダウンロードしてご覧いただけるようになりました。またニュースレター発行の際はメールマガジンでお知らせしていますので、ご登録ください。なお、次号 Vol.21 No.3 をもって、印刷物の配布は終了しますのでご了承ください。

メールマガジンの登録はこちら <http://www.trafficj.org/magazine.htm>

TRAFFIC NETWORK

■ TRAFFIC International ▲ TRAFFIC regional office ● other TRAFFIC office (2005年2月現在)



What is TRAFFIC?

トラフィックは、野生生物の取引をモニタリングする世界的なネットワークを持つ NGO です。

トラフィックは、ワシントン条約が発効したのを受け翌 1976 年に、IUCN (国際自然保護連合) と WWF (世界自然保護基金) の共同事業として設立されました。以来、そのネットワークは世界中に広がり、今では 22 カ国 (2003 年 11 月現在) に拠点を構えています。ワシントン条約事務局や IUCN、WWF、他の多くの団体と連携しながら、取引によって野生生物の存続がおびやかされないような社会をめざして、活動を続けています。

トラフィックイーストアジアジャパンは、トラフィックネットワークの日本事務所として、また WWF ジャパン (財団法人 世界自然保護基金ジャパン、会長・大内照之) の野生生物取引調査部門として、1982 年から活動しています。日本は漢方薬や食品、ペットや装飾品など、さまざまな形で野生生物の取引をおこなっている、世界でも有数の野生生物消費国です。その中には明らかに違法なもの、あるいは法が未整備で野放しになっているものも少なくありません。私たちは客観的な調査と分析によって、そのような取引に目を光らせ、関係省庁などへ報告・提言を続けています。

トラフィック イーストアジア ジャパン・ニュースレター

Vol.21 No.2 (通巻 57 号) 2006 年 1 月 31 日発行

発行所 トラフィック イーストアジア ジャパン

〒105-0014 東京都港区芝3丁目1番14号

日本生命赤羽橋ビル6階

Tel : 03-3769-1716 Fax : 03-3769-1304

e-mail : traffic@trafficj.org

URL (トラフィックイーストアジアジャパン) : <http://www.trafficj.org>

(トラフィックネットワーク) : <http://www.traffic.org>

※ニュースレターの定期購読の受付は終了しています。

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

TRAFFIC

is a joint programme of

